米代川上流

七八四・五六

七二・七六

鹿角市、

小坂町

(ヘクター

ル 林 養

米代川中流

四五・八一

二〇二・九九

代町 市、

鷹巣町、

保安林の単位

保 水

安か

保安: (ヘクター

所

在 市

ルが備

源

Ь

面積 (残存許容限度) 皆伐面積の限度たる

秋田県告示第九百六十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定

毎週火・金曜日発行

皆伐面積の限度 (九六九・森林整備課)..... 示 目 次

告

示

告

平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法 (昭和 法律第二百四十九号) 第三十四条第一項 (同法第四十四条において準用する))の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度)を次のとお

平成十五年十二月一日

秋

ಭ

秋田県知事 寺 田

	ш -	Τ `								
五一八・六三 八四・三四 森吉町、阿仁町、合川町、 古二、 つこ	<u>-</u>	雄物	太			≡	水	米代	冏	
五一八・六三 八四・三四 森吉町、阿仁町、合川町、 古二、 つこ		川下		地	場 目			道		
八四・三四 森吉町、四仁町、合川町、 一八四・三四 小阿仁村 四十二 一〇 男鹿市 五・〇二 秋田市 五・〇二 秋田市 毎節、 4和町、 4和町、 4和町、 4本町 4・一〇 男鹿市 4・一〇 男鹿市 4・一〇 男鹿市 4・一〇 男鹿市 4・一〇 9・九六 5・二八 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・		流	Ш	X	Ш	Ш	Ш	流	Ш	
新音丁、田R明 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開 開	i :	七六・六六	— 五 · 四 二	四・八四	五一・七〇			 	五八、六三	
H Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma		六三・二八	五 〇 二	せ・一〇	六・五六	三〇・九六	八三・九四	八五・八九	八四・三四	
	日尺明丁	協雄 和和 町、町、	秋田市	男鹿市					仁町	

比内町、田			村	世 典 城		(のとおり公表す) 中用する場合を含	2 (昭和二十六年頃の規定により、		1	^ - 	;		幸	
子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆 瀬 川	平鹿地区	лі П	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	水沢川	米代川下流	阿 仁 川
四三七・五五	二三三八五	五九一・〇三	四六〇・五一	四二六・二一	二五八・五四	五二六・〇九	七六・六六	— 五 - 四 - 二	四・八四	五一・七〇		回〇· III	二 二 四 一	五八、六三
八八・三九	三九・六七	一五・三六	一 六 六	五一・七三	二九・六八	六九・八八	六三・二八	五・〇二	セ・一〇	六・五六	三〇・九六	八三・九四	八五・八九	八四・三四
矢島町、鳥海町、羽後町	内町、東由利町、由利町、大本荘市、岩城町、由利町、大	湯沢市、雄勝町、羽後町	皆瀬村 増田町、稲川町、東成瀬村、	物川町、山内村横手市、平鹿町、大森町、雄	田町、千畑町、仙南村大曲市、六郷町、中仙町、太	角館町、田沢湖町、西木村	仙北町、協和町、南外村河辺町、雄和町、神岡町、西	秋田市	男鹿市	五城目町、昭和町	琴丘町、山本町	八森町、峰浜村	能代市、二ツ井町、藤里町	小阿仁村森吉町、阿仁町、合川町、上

	男鹿市		男鹿 "
	八竜町	•	八竜 "
	峰浜村	•	峰浜 "
	八森町	〇・五八	八森防風保安林
西目 "	金浦町	0.111	金浦 "
(ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (ヘクタール) (八・九一	秋田市		秋田南
(へクタール)			天王·秋田北 "
(へクタール)	若美町	八六:	若 美
(へクタール)	男鹿市		男鹿 "
(へクタール) (へののできる。	八竜町	•	八竜 "
(へクタール) (へクタール) (へクタール) (へのの限度) (へののの限度) (へのののの限度) (へのののののである) (へのののののである) (へのののののである) (へのののののである) (へののののである) (へののののである) (へののののである) (へのののである) (へののである) (へのである) (へのである) (へのである) (へのでなる) (能代市	一七・六二	能代 "
(ヘクタール) に (八クタール) に る 面 積 所 在 市 町 を る 面 積 断 在 市 町 と る 面 積 の限度 皆伐面積の限度 と の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	峰浜村	•	峰浜飛砂防備保安林
川 一七八・九一 八・三〇 仁賀保町、象潟町、	市町	(ヘクタール) (残存許容限度) (残存許容限度) 皆伐面積の限度	同一の単位とされる保安林
	象 潟 町、	八・三〇	

皆瀬川	平鹿地区 "	Ш П "	玉 川 "	雄物川下流 "	太平 川 "	男鹿地区	馬場目川	三種川 "	米代川下流 "	阿 仁 川 "	米代川中流 "	米代川上流干害防備保安林	秋田南 "	若美防風保安林
七・00	- - =	三二六	四・七四	せ・二〇	00	- · <u>-</u> 0	四・三四	·閏0	〇 ・ 九 六	— 八二	一八・四二	〇·四 一	〇・六二	0.01
東成瀬村、皆瀬村	横手市、山内村	大曲市、中仙町、千畑町	田沢湖町	河辺町、雄和町、協和町	秋田市	男鹿市	昭和町	琴丘町、山本町	藤里町	阿仁町、合川町	代町大館市、鷹巣町、比内町、田	鹿角市	秋田市	若美町

本荘市	010	本 注 "
皆瀬村	о <u>:</u> ,	皆瀬 "
田沢湖町	二、五八	田沢湖 "
角館町	〇・六四	角館 "
河辺町	O·六二	河辺 "
秋田市	七・六四	秋田保健保安林
仁賀保町、象潟町	二・九四	白雪川 "
鳥海町	二・三四	子吉川上流 "
本荘市、大内町	一一・九六	子吉川下流 "
湯沢市、雄勝町	三・五八	雄物川上流干害防備保安林

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

